

「屋久島空港滑走路延伸事業に係る環境影響評価準備書」に対する環境の
保全の見地からの鹿児島県知事意見

1 総括事項

- (1) 環境影響評価や事業の実施に当たっては、関係法令等を遵守するほか、鹿児島県環境基本計画及び屋久島町の環境基本計画等に記載のある環境に配慮すべき事項についても十分勘案するとともに、地域住民等の意見に十分配慮すること。
- (2) 評価書の作成に当たっては、提出された意見を十分に検討するとともに、各種データや評価の根拠となる数値、出典等を具体的に記載するなど、分かりやすい内容・説明となるよう努めること。また、環境影響の程度については、数値等を用いて可能な限り定量的に記載すること。
- (3) 本事業の実施に当たっては、施設の設計及び工法に関して更なる検討を行い、切土及び盛土、樹木の伐採面積を可能な限り少量化するとともに土地の改変を最小限に抑え、その結果を評価書に記載すること。
- (4) 環境保全措置の検討に当たっては、複数案の比較を行い、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにするとともに、準備書に記載の環境保全措置を確実に実施すること。
- (5) 環境影響評価の過程及び事業実施段階以降において、現段階で予測し得なかった環境影響が見られる場合又は重要な動植物の生息・生育が確認されるなど新たな事実が判明した場合には、速やかに県及び屋久島町に報告し、協議を行うとともに、必要に応じて専門家等の意見を聴取し、適切に環境保全措置を講ずること。
- (6) 準備書に記載の事後調査及び環境監視調査を確実に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を適切に講ずること。

追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるよう、これまでの調査結果及び専門家等の意見を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。

事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講じる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視調査についても、事後調査と同様に、その結果及び環境保全措置の検討の過程、内容等について報告書に取りまとめ、公表に努めること。

(7) 本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と協議・調整を十分に行い、評価書以降の環境影響評価手続を実施すること。

また、事業計画、環境調査及び工事内容等に関する情報については、環境影響評価に係る図書をインターネットにおいて継続して閲覧できるようにすることを含め、屋久島町及び地域住民等に対し、積極的に情報公開及び説明を行うこと。

2 個別事項

(1) 大気環境に対する影響

ア 航空機騒音について、現段階で予測し得なかった環境影響が見られる場合には、速やかに県及び屋久島町に報告し、協議を行うとともに、適切に環境保全措置を講ずること。

イ 航空機騒音の予測結果について、いずれの予測地点においても環境保全目標（57dB。「航空機騒音に係る環境基準（昭和48年環境庁告示第154号）」の環境基準値を参考に設定）を満たしているが、航空機騒音を懸念する地域住民等の意見があることを踏まえ、可能な限り航空機騒音の低減に努めること。

ウ 航空機騒音の環境監視調査について、住民の生活への影響を適切に把握できるよう、一定期間の実施を検討し、その結果を評価書に記載すること。

また、環境監視調査の結果及び当該調査結果を踏まえ講じた追加的な環境保全措置について報告書に取りまとめ、公表すること。

エ 資材等運搬車両の運行に伴う騒音について、夜間影響の低減を図るため、運行台数を調整し、極力昼間に運行するよう運行計画を策定するなどの環境保全措置を講ずることとしているが、運行台数調整後の騒音予測レベル（夜間、C1地点）は、環境保全目標（65dB。「騒音に係る環境基準（平成10年環境庁告示第64号）」の環境基準値を参考に設定）とほぼ同値であるため、運行台数の調整等を適切に行い、周辺への影響を回避又は低減すること。

(2) 水環境に対する影響

ア 対象事業実施区域の周辺には、砂防法（昭和30年法律第29号）に基づく砂防指定地及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づく土砂災害特別警戒区域並びに複数の河川等が存在しており、土地の改変に慎重を要する区域である。

本事業の実施により、土砂・濁水の流出に伴う水環境への影響が懸念されるこ

とから、水道事業者等と協議し、地形条件等を考慮した上で、工事中の水環境のモニタリングを実施するとともに、沈砂池の維持管理や植生の生育基盤の整備などの土砂流出防止措置を適切に講ずること。

イ 工事中の土砂による水の濁りについて、日常的な降雨（3mm/h）及び過去10年間の最大時間降雨（107.5mm/h）を条件として予測し、いずれの予測地点においても環境保全目標（200mg/L。「水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）」の排水基準値を参考に設定）を満たしているが、近年、急な大雨や短時間強雨が増加傾向にあることから、現段階で予測し得なかった環境影響が見られる場合には、適切に環境保全措置を講じ、周辺海域への影響を回避又は低減すること。

(3) 土壌に係る環境その他の環境に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺には、重要な地形である屋久島早崎海岸の鉾脈群（鹿児島県指定天然記念物）が存在している。

本事業の実施により、土地の改変に伴う重要な地形への影響が懸念されることから、専門家等の意見を踏まえ、環境保全措置を検討し、その結果を評価書に記載すること。

(4) 動物、植物、生態系に対する影響

ア 対象事業実施区域及びその周辺は、重要な動植物の生息域となっていることから、動植物に対する影響が懸念される。

本事業計画の検討に当たっては、専門家等の意見を踏まえ、必要に応じて環境保全措置を講ずることにより、動植物への影響を回避又は低減すること。

環境影響評価の過程及び事業実施段階以降において、対象事業実施区域内に絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）及び鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例（平成15年鹿児島県条例第11号）で指定されている種が確認された場合、国及び県との協議を行うこと。

イ 対象事業実施区域及びその周辺では、オキナワキノボリトカゲが確認されており、同種は、生態系に被害を及ぼす種として、指定外来動植物による鹿児島の生態系に係る被害の防止に関する条例（平成31年鹿児島県条例第24号）に基づく指定外来動植物に指定されている。

本事業の実施により、同種の拡散による生態系への被害が懸念されることから、準備書に記載のある改変区域外に搬出する伐採木の目視確認や玉切り等の実施だけでなく、同種が付着する可能性のある資機材等についても、必要に応じて専

門家等の意見を聴取した上で拡散防止対策を検討し、その結果を評価書に記載すること。

ウ 準備書に環境保全措置として記載されている保全対象種の移動及び移植（以下「移動等」という。）について、必要に応じて専門家等の意見を踏まえ、適切な移動等の方法、移動等の場所などを検討すること。

エ 対象事業実施区域周辺の河川において、「環境省レッドリスト2020」における絶滅危惧ⅠB類のニホンウナギ及び「鹿児島県レッドデータブック2016」における準絶滅危惧のヤマトヌマエビ等の生息が確認されている。

本事業の実施に当たり、河川にボックスカルバートによる水路を設置する場合は、設置中及び設置後に、これらの生息している両側回遊種の移動を阻害しないよう、必要に応じて専門家等の意見を踏まえ、適切な環境保全措置を講ずること。

(5) 景観に対する影響

ア 対象事業実施区域及びその周辺には、愛子岳や小瀬田の海岸段丘などの主要な眺望点、景観資源が存在しており、眺望景観等への影響が懸念されることから、鹿児島県景観条例（平成19年鹿児島県条例第62号）の基本理念を十分踏まえた対応を行うこと。

イ 主要な眺望点である愛子岳からの景観への影響について、滑走路延伸区域や土砂採取区域までの距離だけではなく、水平見込角や俯角による予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討し、その結果を評価書に記載すること。

ウ 主要な眺望点である早崎鉦山跡からの景観について、準備書において「対象事業実施区域（空港・土砂採取区域）方向への眺望は地形に遮られ、滑走路延伸区間及び土砂採取に伴う改変区域を視認することはできない。」と記載されているが、当該地点近くには灯火類を設置する計画となっていることから、今後の事業計画の検討に当たり、現段階で予測し得なかった環境影響が見られる場合には、適切に環境保全措置を講ずること。

(6) 廃棄物等に係る影響

建設工事及び施設の供用においては、廃棄物の発生を抑制するとともに、発生した廃棄物については適正に処理すること。

(7) その他

ア 地球温暖化防止の観点から、工事の実施並びに土地又は工作物の存在及び供用における温室効果ガスの排出削減について、努めること。

イ 土砂採取区域は、砂岩泥岩互層の分布域で、その地層を火山灰層・火砕流堆積物が覆っており、土砂の採取に伴い、軟弱な火山灰層・火砕流堆積物及びそれらを覆う表土が集中豪雨等で侵食される可能性があることから、土地の改変に慎重を要する区域である。

本事業の実施に当たっては、多量の雨が特徴的である屋久島の気象を踏まえ、土砂流出が発生しないよう土砂採取時及び採取後の施工においては、適切に対策を講ずること。

ウ 土砂採取区域及びその周辺には、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づく農用地区域が存在しているため、本事業の実施に当たっては、当該法令を遵守するとともに、周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼさないように努めること。